

家電4品目の取扱いについて

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づき、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫はメーカーがリサイクルします。

地区のごみ集積所や分別収集に出したり、クリーンセンターに持ち込むことはできません。

家電リサイクル法とは？

使われなくなった家電製品から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。主に小売業者（販売店）が収集・運搬し、製造業者（家電メーカー）などが回収してリサイクルします。

消費者には、適正な引渡しと、費用の負担が義務付けられています。

※個人が不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金。または、その両方が科せられます。法人の場合、3億円以下の罰金刑が科せられます。

対象となる家電製品は？

| | |
|----------------|---|
| ① テレビ | ブラウン管式テレビ、ブラウン管式VTR内蔵テレビ、液晶・プラズマ式HDD・DVD内蔵テレビ、液晶・プラズマ式テレビ |
| ② エアコン | 壁掛型・床置型セパレートタイプ（室外機）、ウインドタイプ、壁掛型ガスヒーターエアコン、壁掛型・床置型ハイブリッドエアコン（石油、ガス、電気共用エアコン等） ※配管のみの搬入は個人による取替で分別されていけば受入する。 |
| ③ 洗濯機 衣類乾燥機 | 全自動洗濯機、2槽式洗濯機、洗濯乾燥機 ガス衣類乾燥機、電気衣類乾燥機 |
| ④ 冷蔵庫 冷凍庫 | 冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、ワイン庫（ワインセラー） 冷凍庫（チェスト形、アップライト形、引き出し形） 保冷庫・冷温庫 ※冷蔵庫内のカゴ、卵ケースなど解体でなく単体で出たものは受入する。 |

○家電リサイクル法の対象品は、家庭用として製造・販売されたものになり、業務用として製造・販売されたものは対象となりません。

I. 家庭用のものを事業用として使用していた場合 ➡ 家電リサイクル法の対象

II. 事業用のものを家庭用として使用していた場合 ➡ 家電リサイクル法の対象外

※ I…家電リサイクル法の対象となりますが、製品が家電4品目の場合は、クリーンセンターに持ち込むことはできません。

※ II…産業廃棄物に該当しますのでクリーンセンターに持ち込むことはできません。

家電リサイクル法の対象となる商品の処理方法は？

1. 家電小売店への処理依頼や買い替え時の下取りサービスを利用し処理してください。
2. 家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込むこともできます。
3. 美浜町又は南知多町の一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼することもできます。
詳細は、町（担当課）に確認してください。

美浜町（環境課） TEL0569-82-1111

南知多町（環境課） TEL0569-65-0711

家電リサイクル法の対象とならない家電4品目の処理方法は？

1. 家電小売店への処理依頼や買い替え時の下取りサービスを利用し処理してください。
2. 指定引取場所に持ち込むこともできます。
3. 愛知県の許可を得た、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼することもできます。
詳細は、各事業者にお問い合わせください。

家電リサイクル法、廃家電4品目の捨て方、指定引取場所等の詳細は、

(財)家電製品協会ホームページ <http://www.aeha.or.jp/> をご覧ください。